

# 令和8年度 事業計画

会長 廣瀬成隆

## 1. はじめにー司法書士を取り巻く社会情勢

厚生労働省の発表によると、団塊の世代の方々が全て75歳となる2025年は75歳以上の人口が全人口の約18%となり、2040年には65歳以上の人口が全人口の約35%となると推計されています。

世帯構成の推移と見通しについては、2025年は、世帯主が65歳未満の単身世帯が40.1%、世帯主が65歳以上の高齢者単身世帯が14.2%となり、2050年には65歳未満の単身世帯が44.3%、世帯主が65歳以上の高齢者単身世帯が20.6%になると推計されています。

2020年の人口は1億2,615万人でしたが、2070年には8,700万人となり、65歳以上は全人口の39%になると推計されています。

司法書士界が重点的に取り組んでいる空き家や所有者不明土地の問題は深刻化しています。全国の空き家の件数は900万戸を超え、このまま対策がなされなければ2038年には総家屋の3軒に1軒が空き家になると予想されています(野村総合研究所 令和4年6月9日)。また、所有者不明土地は2040年には約720万ヘクタールに達し、北海道本島の面積(約780万ヘクタール)に迫るといふ推計が出ています(内閣官房 所有者不明土地問題研究会最終報告 増田寛也 平成30年1月19日)。

内閣府によると、パート・アルバイト等の非正規雇用者の増加に伴い収入の二極化が進行し、母子世帯の所得は引き続き低水準であり、資産所得格差は拡大していると分析がされています。

日本が目指すデジタル社会の姿と、それを実現するために必要な考え方や取組を示すため令和3年9月1日に、デジタル庁が内閣に設置され、デジタル社会が進んでいます。

このように、我が国は、これから人口が減少し、少子高齢化に伴う単身世帯の増加、格差社会、デジタル社会となり、これらの問題に起因する様々な課題に司法書士が取り組み、司法書士法第1条「司法書士は、この法律の定めるところによりその業務とする登記、供託、訴訟その他の法律事務の専門家として、国民の権利を擁護し、もつて自由かつ公正な社会の形成に寄与することを使命とする。」の使命を果たしていきたいと考えています。

## 2. 司法書士を取り巻く社会情勢を踏まえた事業計画と運営

司法書士を取り巻く社会情勢を踏まえて愛知県司法書士会の令和8年度の事業計画と運営は、以下の視点に立って実行していきます。

- (1) 所有者不明土地問題並びに空き家問題への対応 司法書士執務環境の変化への対応  
相続登記促進と市民の権利擁護

不動産登記業務関係では、不動産登記簿を見ても所有者やその連絡先が分からない「所有者不明土地」が全国で増加し、周辺の環境悪化や民間取引・公共事業の阻害が生ずるなどの社会問題となっていることに鑑み、この問題を解決するため、令和6年4月1日に相続登記の申請が義務化され、相続により不動産の所有権を取得した相続人は、自己のために相続の開始があったことを知り、かつ、その不動産の所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をすることが義務付けられました。正当な理由がないのに相続登記の申請義務を怠ったときは、10万円以下の過料の適用対象となります。したがって、令和9年4月1日から相続登記申請の懈怠による過料の制裁が始まることとなります。

放置された空き家は、建物の老朽化による倒壊リスク、火災、犯罪の温床となるなど、地域全体に悪影響を及ぼします。また、景観の悪化や地域資産価値の低下も問題です。さらに、適切に管理されない空き家は売買や賃貸が困難になり、資産価値の減少にもつながります。

こうした現状を踏まえ、国は、これらの対策として平成27年に施行された「空家等対策の推進に関する特別措置法」を令和5年に改正して、その対応を強化しました。

このように「所有者不明土地」と「空き家」が社会問題となっており、その対応にあたる国や市町村、相続人など関係者の大きな負担となっています。

これらの問題の対応策のひとつとして、令和8年2月2日から、相続人において被相続人名義の不動産を把握しやすくすることで、相続登記の申請にあたり当事者の手続的負担を軽減するとともに登記漏れを防止する観点から、登記官において、特定の被相続人が所有権の登記名義人として記録されている不動産について一覧的にリスト化して証明書として交付する制度「所有不動産記録証明制度」が始まりました。相続登記の申請の前段事務として「所有不動産記録証明制度」が積極的に利用され、適正な相続登記の促進を図っていきたくと考えています。

さらに、これまで任意だった不動産所有者の住所氏名の変更登記が令和8年4月1日から義務化になりました。所有者の住所氏名の変更日から2年以内に変更登記をしない場合で、変更登記をしないことについて正当な理由がないときには、5万円以下の過料の適用対象となります。

この義務の負担軽減のため、所有者が住所氏名変更登記の申請をしなくても、登記官が住基ネット情報を検索し、これに基づいて法務局が職権で住所氏名変更登記をする制度（スマート変更登記）が開始します。当該制度が適正に運用されるよう会員と市民への周知を図っていきます。

超高齢社会に伴う高齢者単身世帯の増加などにより、相続人が不在となり「相続人がいない遺産」で国庫に入る財産が、平成25年度は約336億円でしたが、令和5年度に初めて1,000億円を超え、1,015億円となったことが明らかとなり（日本経済新聞 令和7年2月9日）、さらに、令和6年度は1,291億6,375万円になったと報道されています（NHK 令和7年12月3日）。

この問題に対応するため、いわゆる身寄りのない方に対して後見制度、遺言、信託など本人の意思決定や財産処分を図るための制度の案内、サポートし、本人の財産管理や身上保護の権利を擁護する所存です。本人の死後に残されてしまった空き家などの処理については、相続財産清算人制度や所有者不明土地・建物の管理人制度を活用支援していきます。

愛知県司法書士会が行なっている相続関連の相談が令和2年度以降増加傾向にあり、令和6年度は相談全体の67%が相続関連の相談となっています。団塊の世代が平均寿命を迎えると言われる

2040年に向けて、今後一層、相続関連の相談が増加していくことが想定されます。愛知県司法書士会では相続の相談・受託は司法書士で十分、対応できる体制作りを構築し、「相続と言えば司法書士」と社会から認知されるよう取り組んでいきます。

## **(2) 市町村との連携**

(1)の社会問題に対応するため本年度も市町村との間で、①空き家対策に関する協定、②身寄りのない方の支援に関する協定、③地域共生社会の実現に向けた重層的支援の推進に関する協定等を締結し、司法書士制度の周知を図ってまいります。

## **(3) 民事事件、家事事件の裁判書類作成業務、簡裁訴訟代理業務の受託促進**

司法書士が「身近な暮らしの法律家」としての役割を果たしていくために、裁判業務の受託促進を図っていきます。

令和8年5月21日に施行された改正民事訴訟法・改正民事訴訟規則の下では、民事訴訟手続が全面的にデジタル化され、訴訟代理人はオンラインによる申立て等が義務化となり、司法書士も、その対象となります。司法書士が民事訴訟手続のデジタル化に対応できる施策を講じていきます。

司法書士が家事事件の裁判書類作成業務を積極的に受託する施策を講じ、次期司法書士法改正の礎を築いていきたいと考えています。

民事事件の裁判書類作成業務並びに簡裁訴訟代理業務の一層の受託促進を図り、格差社会等から生じる社会問題、法律問題に対応していきたいと考えています。

## **(4) 会員の適正な執務環境の確保と信頼される司法書士制度の確立に向けた対応**

苦情事案、綱紀事案への適切な対応を図り、市民からの信頼の維持に努めるとともに、不当な苦情申立てから会員を守ります。

職責に反して不当な行為をする会員に対して厳正に対応します。

## **(5) 財政の検討**

愛知県司法書士会の活動は、会員からの会費収入で成り立っていますが、会員数は、このところ1,300名前後で推移しています。適切な財政運営をするため財政全般について検討するとともに、増加している相続関連の相談、相続登記の周知活動、会館の維持管理等に対する財政上の問題について検討していきます。

## **(6) その他の重点事業**

その他の重点事業として下記について取り組んでいきます。

- ① 災害対応等の危機管理
- ② デジタル化、DX（デジタルトランスフォーメーション）への対応と推進
- ③ 高齢者等権利擁護対策
- ④ 生活等困窮者への支援など市民の権利擁護活動
- ⑤ 司法書士の新たな業務（遺産承継業務、信託業務等）が市民に信頼され定着する施策の実施

- ⑥ 新入会員の会務関与の促進
- ⑦ 総合相談センター及び自治体などで実施する相談について適切な運営の検討
- ⑧ 司法書士会調停センター（ADR）の利用促進
- ⑨ 若年層に司法書士の魅力を周知する活動
- ⑩ 会館の管理運営

#### **（7）各部所間の連携**

各部門で実施している事業については、総務（会員の適正な執務の確保）、企画（調査研究活動）、社会事業（市民活動）、広報（周知活動）、研修（研修の企画運営）との間で連携を図った上、機動的かつ効果的な実施をする体制の整備と、これらの成果を会員へ還元できる仕組みを策定していきます。

#### **（8）支部・関連団体との連携並びに会員の協力をお願い**

具体的内容は、後掲の各部所の事業計画に譲りますが、上記方針に沿って充実した事業を実施していきたいと考えています。これらの事業は本会のみで執行できるものではなく、各支部、関連団体をはじめとする各機関と連携を図るとともに、会員皆様のご支援、ご協力がないと円滑な運営ができません。本会会務ついて引き続きご支援、ご協力を賜りますよう、よろしく願いいたします。

# 令和8年度 総務部事業計画

総務部長 堀 田 泰 司

## 1. 会員の適正な執務環境の確保

司法書士に対する市民からの信頼維持に定めるため、懲戒処分事例を踏まえた非違行為の防止策を検討し、会員への情報提供と研修所などと連携しながら、会員の適正な執務を確保するための指導、連絡を行います。

## 2. 苦情、綱紀事案、紛議調停の対応

市民から会員に対する苦情等に対して、「市民対応窓口」を活用し、迅速な処理をします。注意勧告小理事会、量定意見小理事会と綱紀調査委員会が、適正・円滑に運営されるようにします。

紛議調停制度が、会員とその依頼者等のトラブルについて、個別の実情に即した解決が図れるようにします。

## 3. 非司法書士対策

司法書士法施行規則第41条の2に基づく法務局からの委嘱による登記事件に係わる司法書士法等違反に関する調査を、各支部の協力を得ながら実施します。

会に寄せられた情報をもとに、非司法書士による司法書士法違反の調査を行い、違反者に対して注意喚起を行います。

## 4. 情報公開

会員専用ホームページ、メール速報、会報等を通して、会員に必要な情報を適正・迅速に公開します。一般市民向け及び会員専用ホームページのリニューアルにつき検討していきます。

## 5. 危機管理の対応

安否確認一斉通報サービスを利用するなどした災害時等の危機管理体制の確認、対応をします。リスクマネジメントの一環として、クライシス・コミュニケーション（緊急時広報）への対応を図ります。

会務システムのバックアップ体制の構築を図ります。

## 6. 福利厚生

ソフトボール大会等、会員の福利厚生、連帯感醸成のための事業を実施します。

## 7. 事務局環境の改善

事務局の円滑な運営と一層の事務の適正・効率化を図ります。

## 8. 各委員会の運営

所管する各委員会の事業が適正に行われるように運営します。

- ・ 非司法書士排除委員会
- ・ 事故処理委員会
- ・ 新人研修奨学基金委員会
- ・ 紛議調停委員会
- ・ 執務問題検討委員会
- ・ 情報公開委員会
- ・ 綱紀調査委員会
- ・ 登録調査委員会
- ・ 新入会員養成委員会
- ・ 会史編纂委員会

## 9. その他

以下の事業を適正かつ迅速に行います。

- ・ 会員名簿の更新
- ・ 新入会員に向けた法規会則類集の交付
- ・ デジタルサイネージの設置

# 令和8年度 経理部事業計画

経理部長 青木 康人

1. 会計処理を適正に行い、一般会計及び特別会計（会館特別会計、新人研修奨学基金特別会計）の決算書類を作成します。
2. 予算を適切に管理・執行し、備品の管理を適切に行い、健全な財政基盤を維持します。
3. 適切に予算を管理できるよう会計情報を各部所等に適時に提供していきます。
4. 各支部の経理について情報共有を図ります。
5. 令和9年度の予算書（案）を作成します。
6. 会館管理運営委員会において、愛知県司法書士会館の維持・管理・修繕を行います。
7. 令和9年度に予定している会館の大規模修繕に向けて修繕箇所の検討を行います。

# 令和8年度 企画部事業計画

企画部長 長 濱 勤

## 1. 法令規則の改正及び社会のニーズに対応する

企画部は、司法書士業務に関する調査・研究活動を行う愛知県司法書士会のシンクタンクです。令和8年度も登記、裁判、裁判所提出書類の作成、財産管理、企業・事業者に対する法務サポート等に関する業務の研究を継続します。

ここ数年、司法書士業務に関連する法令規則の改正が相次いでいます。近時では、休日・祝日の設立登記を可能とする商業登記規則等の一部改正（令和8年2月2日施行）、住所等変更登記の義務化（令和8年4月1日施行）、子の養育に関する民法等の一部改正（令和8年4月1日施行）、民事訴訟手続のオンライン化（令和8年5月21日施行）などがありました。

法令規則の改正は、国民生活に与える影響が大きく、専門家に対する社会のニーズも増します。とりわけ、民事訴訟手続のオンライン化については、IT機器を利用することで迅速かつ充実した裁判を実現することが可能になることから、国民の利便性向上並びに権利擁護に寄与するためにも、積極的に取り組み、適応していかなければなりません。そのためにも、日司連事業の利用や各部署と連携し、会員が民事裁判事務に積極的に取り組むことができる体制づくりに努めます。

司法書士が、変化にいち早く対応し、社会の信頼と期待に応えていくためにも、委員会活動や研修等を通じて法令規則の改正に関する周知を図ります。

## 2. 調査・研究活動等

### (1) 登記業務に関する研究（不動産登記、商業・法人登記共通）

従来からの登記手続についての調査・研究は継続しつつ、民法・不動産登記法、会社法・商業登記法及びこれらに関連する法令規則の改正に関する研究を行います。

具体的には、次の事業を行います。

- ①登記に関する実務上の問題の集約、研究、会員への情報提供
- ②登記に関する実体法、手続法の改正対応及び会員への情報提供
- ③登記に関する実務上の諸問題について、名古屋法務局との法司研究会の開催及び資料の取りまとめ
- ④愛知県弁護士会及び愛知県土地家屋調査士会との登記に関する共同研究

### (2) 裁判事務に関する研究

司法書士は、簡易裁判所の事物管轄における代理業務だけでなく、裁判所提出書類の作成も行う専門家です。そして、その専門的知見に基づいて身近な暮らしの中の法律家として、民事・家事を問わず市民の暮らしの中に起こる法的紛争に対応することが求められます。民事裁判事務に関しては、デジタル化への対応及び司法書士の民事裁判事務への取組みを増やすことが求められます。また、家事事件については、相続登記等の申請の義務化により、市民の関心が相続手続に向けられていますので、法令規則の改正への対応、司法書士が書類作成で関与する家事調停事件の研究等も必

要です。

以上に対応していくために、下記の事業を行います。

- ①民事及び家事事件に関する実務上の問題の集約、研究、会員への情報提供
- ②裁判事務に関連する法改正対応及び会員への情報提供
- ③司法書士の民事裁判事務受託促進
- ④裁判所、弁護士、学者との情報交換
- ⑤社会事業部との情報交換・情報共有
- ⑥高齢者等権利擁護対策部を通じて公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート愛知支部との情報交換・情報共有

### (3) 財産管理業務に関する研究

司法書士の業務は、登記手続、裁判手続に限りません。遺産承継、後見制度、死後事務委任契約、民事信託等の財産管理業務について市民の関心が高まり、これらに対応することも求められるようになってきました。いずれの業務も、司法書士の専門的知見に基づき業務を行い、積み上げてきたことが市民に評価された結果です。今後、更に登記や裁判と同じように全ての司法書士がこれらの財産管理業務について取り組むことができるよう、実務上の課題、社会的・倫理的意義を明らかにし、有効な活用方法を提案できるように研究を継続します。

### (4) 商業・法人登記業務及び企業に対する支援業務の研究

司法書士は、商業・法人登記、会社法、その他法人に関する知識を持ち、従来から企業に対してアドバイスを行っています。多くの司法書士が関与する機会の多い中小企業における事業承継についても、司法書士が関与することの必要性・重要性が増してきています。事業承継は国をあげて対応する方針にあり、司法書士は事業承継に対応する専門家として位置づけられています。司法書士による企業・事業者への法務サポートとして、事業承継の一連の流れの中で、登記手続、裁判手続及び財産管理などの司法書士の業務全般を通じてどのような支援をすることができるのか検討し、支援することができる手続について研究します。

### (5) 研究成果について

各委員会の研究成果は、研修又は会員専用ホームページ内に掲載して、広く会員へ周知します。また、研究を行った効果を相談会の実施などで反映するよう各部所と連携します。

### (6) 法令規則の改正への対応

今後生じる法令規則の改正について情報収集を行い、会員への情報提供に努めます。また、関係各所との協議も積極的に行い、市民の権利の擁護に資する活動を行います。

## 3. その他

### (1) 各委員会の運営方針

企画部に属する委員は、各担当分野において深く研究する専門家であるとの自覚の下に、会員向けの研修会開催等による情報提供だけでなく、セミナー、相談会などを行い、市民に対しても積極的に情報提供し、司法書士の存在意義を高めることに寄与するよう努めます。

企画部会、各委員会の会議については、事務所所在地に関わらず委員となり会議に参加しやすくなること、委員の会議への参加負担軽減、会議の効率化等の観点から、Web会議を取り入れます。

(2) 事業計画案の策定及び調整

本会が策定する事業計画案が総合的かつ一体的なものとなるよう他の部所と連携をはかり、重点事業の取り組み、実現に努めます。

(3) 図書室の整備

企画部内の各委員会でテキストとして使用する書籍を図書室にも設置するとともに、従前からの主要図書の調達、整備を行い、蔵書の充実を図ります。

(4) 情報の提供方法の検討

司法書士業務に関連する法改正に関する情報について、研修会や会員専用ホームページなどで発信します。

# 令和8年度 広報部事業計画

広報部長 早野 公輔

## 1. はじめに

これまで「司法書士制度広報」及び「事業広報」並びに「会報の発行」を中心とした活動を行ってまいりました。今年度もこれらの活動を主軸として、日々変化する社会情勢を的確に捉えた活動をすることで、市民の権利擁護及び司法書士会と会員の強固なつながりを築くきっかけを作れるよう努めてまいります。

相続登記の申請義務化が始まり2年が経過しました。当会が行うセミナー等のイベントや相談会へは市民からのアクセスが増えており、相続登記、相続問題への関心は今後も高くなっていくことが予想されます。また、本年4月1日からは所有者の住所等変更登記の申請義務化も始まり、司法書士に求められる役割がより重要なものとなっていきます。登記制度を支えてきた我々の職責としてその役割を果たすためにも、引き続き市民に役に立つ情報を随時発信し、地道な広報活動を行うことで、司法書士が身近な存在であることをアピールしてまいります。

司法書士業界においては、司法書士受験者が激減した数年前と比べ、少しずつ受験者数は増加しているものの、合格者の平均年齢が42歳を超えてきていることから、若い世代に対して司法書士の魅力を十分に伝えることができていないと考えております。今後も継続して司法書士制度を維持・発展させていくためには、若い世代を取り込んでいくことが重要な課題であると考えます。この課題の解消のためにも、今までアプローチしきれていなかった若い世代に対して司法書士の魅力を余すことなく伝えていく活動を行ってまいります。

令和5年5月号より会報の電子化が始まり、現在は電子化前の事前アンケートにより紙媒体を希望した会員以外は、会員専用ページにて閲覧していただく形となっています。この状況は完全電子化への移行期間と位置付けており、本年度は会報のコンテンツの充実を図ることはもちろん、いかにして会員の皆様に会報を閲覧していただくかも含め、会報の完全電子化へ向けた検討をしてまいります。

情報が溢れる現代社会において、我々が届けたい情報を、届けたい相手へ、確実に届けることを常に意識し、新しい広報ツール等も活用し、広報体制を確立することで、司法書士及び司法書士会の存在を広く市民に認知してもらえるよう活動してまいります。

## 2. 相続登記及び住所等変更登記に関連する広報活動

相続登記の申請が義務化され2年が経過し、令和9年4月からは過料を科す手続きが始まります。相続登記の義務化の周知は進んできているものの、その中身（内容）についての周知は依然十分とは言えない状況です。さらに、本年4月1日に施行された住所等変更登記の義務化については、周知はほとんど進んでいない状況です。「相続登記＝司法書士」の周知活動に加え、「住所変更登記も司法書士」という認識をもっといただけるよう周知に努めてまいります。

また、今後増加が予想される相続関連相談についても、社会事業部とも連携し、相談窓口や相談事業等の情報を継続して発信することで、市民からのアクセスにつながる広報ができるように努めてまいります。

### 3. 大学生等の若い世代への広報活動

司法書士制度の維持・発展のため、大学生をはじめとする若い世代に対して、職業としての司法書士に興味関心を持ってもらえるよう、近隣の大学等とも連携して司法書士の魅力を伝える広報活動を行ってまいります。

### 4. メディア関係者へのアプローチ

司法書士会が行う様々な事業について、時宜に合った情報発信を行うことにより、より効果的な広報とするため、マスメディア関係者へのアプローチを図ってまいります。相続登記の申請義務化に伴う過料を科す手続きが1年後に迫ってきていることや、住所等変更登記が本年4月から義務化されたことなどは、マスコミにとっても関心が高いことだと考えます。これを機に、司法書士の存在とその役割を改めて伝える場としていきたいと考えております。

### 5. 他士業・他団体との連携

名古屋自由業団体連絡協議会の活動を通じて他士業との交流を深め、大学における資格業ガイダンスや生活お困りごと無料相談会等の既存の事業への参加だけでなく、新たに連携して行える事業の創出に努めてまいります。また、法務局等の他団体とも引き続き連携して事業を展開してまいります。

### 6. 委員会活動

#### 1. 会報編集委員会

会員に向けて業務に資するための情報提供及び司法書士会の事業報告を行うため「会

報司法書士愛知」の企画、編集、発行を行います。

内容については、会員の実務に役立つ情報を提供できるよう検討を重ね記事を掲載し、また、本会が行う事業に関して、その活動の中心となる委員会及び各部所の意図を会員へ伝える活動報告等を掲載することで、会員と司法書士会、または会員相互のつながりがより強くなるよう魅力ある会報作りに努めてまいります。

## 2. ホームページ運営委員会

マスメディア等を活用した広報活動及びY o u T u b e や S N S といった新しい広報ツールとホームページとの連動を図り、双方に広報効果が上がるようなホームページの活用方法について検討を重ね、司法書士制度や司法書士会の活動が市民により伝わるよう情報発信に引き続き努めてまいります。

また、ホームページについて、他部署とも連携をとりながら市民、会員にとってより良いものとなるよう引き続き検討をしております。

## 3. 広報実践委員会

本年度からは委員会内を制作物班と S N S 班の 2 班に分けて活動しております。

制作物班は、司法書士が行う事業等についての周知を図るため、公式キャラクター「しほッピー」も存分に活用し、チラシやポスター、パンフレット等の制作物について企画、制作を行っております。

S N S 班は、Y o u T u b e 動画の企画、撮影及び公開及び S N S を利用した情報発信並びに管理体制の確立を行っております。

## 4. キャリア教育委員会

学生をはじめとした若い世代に対して、司法書士制度、司法書士の業務並びにその社会的な役割を継続的かつ計画的に発信する事業を通じて、職業としての司法書士への興味関心を醸成することを目的として、本年度より立ち上げました。

学生をはじめとした若い世代に対して、職業としての司法書士の魅力を伝えるための広報活動を検討し、他の委員会とも連携し、情報発信しております。

また、既存事業の大学での寄付講座を、大学等との連携を通じて、講義・講演等の事業を組織的に企画・運営し、その継続性・安定性を確保することに努めてまいります。

# 令和8年度 社会事業部事業計画

社会事業部長 池田 和 憲

## 第1. はじめに

日本社会における課題は多様化・複雑化し、市民が抱える法律問題は多岐にわたります。司法書士は、登記・供託・その他訴訟の法律事務等の専門家として権利擁護に寄与するという使命があり、これを実現するためには、市民の抱える多様な問題に対して、司法書士が法的知見を活かし、適切に問題を解決することができる存在でなければなりません。

1. 近年の法改正では、令和6年4月の相続登記義務化に始まり、本年4月1日には住所等変更登記の義務化、さらには、令和9年には相続登記義務化にともなう過料の適用が開始されます。これらの法改正により、相続関連の相談が増加していることは言うまでもありませんが、今後更なる急増が予想されます。これをビジネスチャンスととらえて他土業や民間事業者が一層の攻勢を仕掛けてくることは想像に難しくなく、司法書士制度を守ることもさることながら、被相続人や相続人が望まない結果を生じさせる相続登記がなされる恐れがあり、それを防ぐためには制度の周知を図るとともに、市民がアクセスしやすい万全な相談体制を構築することが急務であります。その一方で、相談員の数は、今後の急増に対応するには十分とは言えない状況にあり、これまで以上により効果的かつ効率的な相談体制の構築が必要となります。
2. 本年5月21日、改正民事訴訟法が施行され民事訴訟手続の全面デジタル化が開始されます。認定司法書士は、簡易裁判所における裁判書類をオンラインで提出することが義務付けられ、また、裁判書類作成関係業務においても、司法書士は、本人訴訟支援という形式での利用が強く求められることとなります。しかし、司法書士の簡裁訴訟代理等関係業務においては、平成22年をピークに受任件数が減少しています。この状況を打開すべく、早急に「法律事務の専門家」として紛争解決できる司法書士を育成しなければなりません。
3. 社会的弱者に目を向けると、現代社会では様々な問題があることが分かります。子どもの自殺については、令和7年における小中学生の自殺者数は532人となり、過去最多となりました。一方、令和7年の自殺者数は1万9097人で、統計を開始した昭和53年以降初めて2万人を下回りましたが、世界と比較すると日本の自殺率は依然として高い状況です。10万人当たりの自殺者数は主要7か国（G7）のなかでも最も高い16.3人となり、特に若年層の死因1位が自殺という深刻な問題を抱えています。

その他、高齢者、障害者、セクシュアルマイノリティ、経済的困窮者等の社会的弱者においても、依然として司法アクセスが十分な環境とは言えず、権利擁護の担い手として当事者に頼られる存在となるよう、積極的な活動が求められます。

4. 成年年齢引き下げから4年が経過し、近年では若年層の相談件数が増加しています。成年年齢引き下げ後、自分自身が契約できる立場になった若年成人が消費者被害に遭遇し、相談するケースが容易に想像できます。したがって、未成年者を含む若年層への司法アクセス権の確保、拡充を図ることは不可欠です。

以上を踏まえ、令和8年度は次の各事業を遂行します。

## 第2．事業計画

### 1．相談体制の見直し、周知

現在の総合相談センターは、曜日によって、「空き家・賃貸住宅トラブル」「相続・成年後見」「相続・遺言」「借金・消費者トラブル」「損害賠償・交通事故」「女性司法書士による女性のための相談」（名古屋総合相談センターに限る。）という相談体制をとっています。昨年度、相談件数・内容についての調査・分析を行い、曜日（相談内容）によって件数に大きな開きがあることが判明しました。そこで、今年度は相談体制の見直しを図り、相続関連相談の増加に対応できる環境、そして市民がよりアクセスしやすい相談体制を整えます。また、Webによる夜間相談を取り入れ、これまで相談できなかった層へのアプローチを進めます。さらには、ITを活用したテキストチャット等の相談を継続して実施し分析を進め、また、AIやデジタル技術を活用することで、より効率的な法的サービスを提供できる相談体制を構築します。加えて、相続関連相談において紛争性のある事案については、調停センターの利用に繋がるような環境を整備し、紛争解決から相続登記の申請まで対応できるようにします。

また、「名古屋法務局・愛知県司法書士会無料登記相談所」、当会・日本赤十字社愛知支部・名古屋法務局を主催とした「遺言・相続セミナー&相談会・体験会」等の各種相談会・イベント等を実施し、関係機関と連携して相談体制の周知を続けます。

### 2．民事事件の受任に向けて

本年は改正民事訴訟法が施行され、司法書士の簡裁訴訟代理等関係業務、裁判所類作成関係業務は大きく変革を遂げる年になります。先に述べたとおり、簡易裁判所における司法書士関与率は、平成22年をピークに減少していますが、この法改正を契機と捉え、「総合相談センター」、「賃貸住宅トラブル無料電話相談」をはじめとした相談にお

いて、相談に留まることなく、事件を受任できる司法書士の増加を図ります。

また、ギャンブル依存症については、ART-G（あいちギャンブル障害回復トレーニングプログラム）・ギャンブル等依存症研修等への参加を継続し、自己破産をはじめとする債務整理業務への理解を深め、民事事件の受任時には、法テラスの利用促進を図り、契約者数・利用数を増加できる方法を検討します。

一方で、相談の一定数は自治体・消費生活センター等からの紹介であるため、連携強化に努め、自治体の研修会・協議会への参加、講師派遣を積極的に行い、民事事件といえど司法書士という認知度の向上に努めます。

### 3. 社会的弱者へのアクセス拡充

子ども、高齢者、セクシュアルマイノリティ、障害者、経済的困窮者等のアクセス困難な方々に対し、情報提供・啓発活動を積極的に行います。「高齢者・障がい者のための成年後見相談会」の実施、「名古屋レインボープライド」への相談ブースの出展等、多様な相談に対応できるよう、リーガルサポート愛知支部・行政機関その他団体等との連携し、市民に向けて司法書士が権利擁護の担い手であることの意識定着を図ります。

### 4. 未成年・若年成人への法教育・啓発活動

消費者トラブルに巻き込まれることを防止するため、子どもの頃から身に付けておくべき基礎的な法的リテラシーを養成するための法教育を実施します。また、高校・専門学校への消費者教育出張講座をはじめ、小学生及び保護者を対象とした「親子法律教室」を実施し、「法の理解」「考える力の養成」「社会参加への意識」といった、いざという時に自分を守る「ちから」を養います。

さらに、若年成人が消費者被害・法律問題に直面した際、司法書士に相談できる環境づくり、啓発活動を積極的に行っていきます。

# 令和8年度 研修所事業計画

研修所長 丹羽 こそえ

## 1. 組織・運営

研修所の組織を「会員研修」「新人研修」の区分に応じて分掌し、機動的かつ効率的な運営を図るとともに、継続的でより充実した研修制度の確立を目指します。

## 2. 会員研修

### (1) 単位制研修

#### ① 研修の企画及び開催

会員を対象として、司法書士業務に関連する研修会や法改正等に対応する研修会を、8回程度を目途に企画及び開催します。

研修の内容は、不動産登記・商業登記・裁判事務・財産管理・会社法務等の既存業務分野を中心に、執務・職業倫理・司法書士制度にかかる事項にも配慮して企画します。

企画研修の開催形式は集合研修及びWeb配信（Zoomウェビナー）の併用を基本とします。より自発性・積極性を促すとされるグループ研修をはじめとする各種研修形式について引き続きその有用性について検討を重ね、適宜実施します。

研修の企画及び開催においては、本会他部門、各支部及び各種研修機関等と連携し、研修会情報・記録の収集、管理、運用及び提供を行います。

集合研修の研修資料については、印刷費の高騰等を考慮し、今年度よりペーパーレスで実施します。このため、研修会資料につきましては各自印刷いただくかデバイスでの閲覧をお願いします。

研修会場受付や休憩時間中の換気作業等会場運営の補助のため、研修受付ボランティアスタッフを募集します。

また、連合会主催の研修会についても、適宜Web配信による受信会場を設けます。

#### ② 研修受講機会の確保

今年度も遠方会員の負担軽減を目的として、Web配信（Zoomウェビナー）による各支部任意の集合研修受信会場設置の機会を設けます。

収録可能な研修会については、講義内容を収録したDVDを希望する支部に送付し支部研修等で役立ててもらいます。また、会員への貸出しや、本会ホームページでの視聴等多様な方法による研修受講ができるようにして研修受講機会を確保するとともに、研修会当日の参加以外にも受講方法があることについて引き続き周知を行います。同様に、日司連研修総合ポータルサイトにおける研修ライブラリやeラーニングについても、周知を行います。

#### ③ 研修単位の管理及び単位未取得者に対する通知

司法書士法における使命規定の創設、日司連会則等における研修単位に関する取扱い変更等、単位制研修を取り巻く状況は大きく変化しています。また、令和元年度からは日司連より

「単位制研修単位未取得者に対する指導要領」として指針が定められ施行されております。

当研修所では、単位制研修制度をより実効性のあるものとするため、各会員の自発的な研修受講を促すとともに、取得単位数の通知や制度の周知を行う等、すべての会員が所定の単位数を取得するよう努めます。また、他団体が実施する研修会については単位（乙類単位）の認定を行うとともに、取得単位の管理を行います。

単位未取得者に対しては、上記指導要領に基づき会長名の文書にて理由説明を求める通知をし、その求めに応じない会員に対しては同様に理由説明を指示する旨の通知を行います。

## **(2) 実践ゼミナール**

今年度も概ね登録後5年未満の会員を対象として、年2回程度グループディスカッション研修「実践ゼミナール」を開催します。このゼミナールでは、不動産売買の決済業務・相続登記・会社設立・役員変更登記等司法書士業務の中でも基本的業務を扱います。経験豊富なチューターの司法書士と一緒に、実務上の細かな注意点やノウハウについてざっくばらんな意見交換や議論を行い、具体的で実践的な知識や倫理を習得することを目的とします。

## **(3) 新入会員オリエンテーション**

新規の司法書士登録者を対象に、執務に関する基本姿勢の確認を目的としたオリエンテーションを、総務部その他各部署と協働し、年2回程度開催します。

# **3. 年次制研修**

令和8年度の年次制研修対象者の会員が滞りなく参加できるよう、会場設営や案内を含めその運営を担います。会場受講方式またはWebでの受講方式で実施します。

# **4. 新人研修**

## **(1) 配属研修**

実地形式と集合形式の複合による配属研修を実施します。

実地形式による配属研修は、司法書士事務所の執務現場に配属され、実際の事件がどのように処理されていくかを学ぶための研修です。単に業務処理の知識や経験の習得に留まらず、司法書士としてあるべき執務姿勢や職業倫理等について幅広く理解を深めることを目的とします。将来の司法書士制度を担う人財の育成に直結する研修であり、司法書士試験合格者全員が受講できるようガイダンス時の説明等を通じて働き掛けます。

また、実地形式による配属研修をより充実したものとするため、これに先立って集合形式による配属研修を実施します。執務現場における基礎知識のほか、マナーや職業倫理等の基本的な事項を習得させ、実地指導員の負担軽減を図るとともに、実地における研修の効率化を図ります。

## **(2) 配属フォロー研修**

司法書士試験合格者にとって一連の新人研修の最終段階において、配属フォロー研修を実施します。知識や執務姿勢の再確認とともに、各人が司法書士制度を担う主体であることについて認識の定着を図ります。